

ビジネスd電子申請サービス利用規約【現改比較表】 2025年12月19日現在

～2025年12月18日

2025年12月19日～

第1条～6条、第8条以降（略）

第1条～6条、第8条以降（略）

第7条（利用期間）

第7条（利用期間）

1.無償プランの利用期間は申込みを行った月の末日までとなります（成立日が月途中の場合であっても当月末日までとします。例：8月15日から8月31日まで）。利用期間内に解約手続きを実施されない場合、期間満了の翌日から起算して1か月間、同一条件をもって自動更新されるものとします。

1.無償プランの利用期間は申込みを行った月の末日までとなります（成立日が月途中の場合であっても当月末日までとします。例：8月15日から8月31日まで）。利用期間内に解約手続きを実施されない場合、期間満了の翌日から起算して1か月間、同一条件をもって自動更新されるものとします。

2.有料プランの利用期間は、当社が契約者へ本サービスの提供を開始した日から1年後の前月末日までとし、利用期間内に解約手続きを実施されない場合、期間満了の翌日から起算して1年間、同一条件をもって自動更新されるものとします。万が一、利用期間内に本契約を解除した場合であっても、料金は返金されないものとします。

2.有料プランの利用期間は、当社が契約者へ本サービスの提供を開始した日から1年後の前月末日までとし、利用期間内に解約手続きを実施されない場合、期間満了の翌日から起算して1年間、同一条件をもって自動更新されるものとします。万が一、利用期間内に本契約を解除した場合であっても、料金は返金されないものとします。[ただし、2025年12月19日以降は契約期間の満了をもって終了し、自動更新は行わないものとします。](#)

3.有料オプションの利用期間は申込みを行った月の末日までとなります（成立日が月途中の場合であっても当月末日までとします。例：8月15日から8月31日まで）。利用期間内に解約手続きを実施されない場合、期間満了の翌日から起算して1か月間、同一条件をもって自動更新されるものとします。万が一、利用期間内に本契約を解除した場合であっても、料金は返金されないものとします。

3.有料オプションの利用期間は申込みを行った月の末日までとなります（成立日が月途中の場合であっても当月末日までとします。例：8月15日から8月31日まで）。利用期間内に解約手続きを実施されない場合、期間満了の翌日から起算して1か月間、同一条件をもって自動更新されるものとします。万が一、利用期間内に本契約を解除した場合であっても、料金は返金されないものとします。

	<u>附則(令和7年12月12日 C A S 2 サ000400015963-01号)</u> <u>(実施期日)</u> <u>この改正規定は令和7年12月19日から実施します。</u>
--	---